

令和 8 年度 社会福祉施設一般監査提出資料

運営指導日	(市で記入) 令和 年 月 日
-------	--------------------

介護サービス事業者自主点検表 【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活】

サービス種別	該当	種 別	指定年月日
		特定施設入居者生活介護	年 月 日
		介護予防特定施設入居者生活介護	年 月 日
		地域密着型特定施設入居者生活介護	年 月 日

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	年 月 日

川越市福祉部指導監査課 電話番号：０４９－２２４－６２３７ e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp （@部分を「★」と表示しています。）			
---	--	--	--

自主点検表の作成について

１ 自主点検表の対象

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２ 実施方法

(1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

(4) 介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は、第２も点検してください。

３ 点検表の見方

(1) 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

(2) 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪事業種別の略称≫

☐ 特定 … 特定施設入居者生活

☐ 介護予防 … 介護予防特定施設入居者生活介護

☐ 地域密着型 … 地域密着型特定施設入居者生活介護

☐ 共通 … 全事業共通

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）

平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）
平24条例48	川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第48号）
平24条例49	川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第49号）
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第35号）
平25規則36	川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第36号）
平18厚労令34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
平25規則37	川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第37号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平13老発155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）
消防法	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）
社施第107号	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第一〇七号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）
平成24年8月7日 川指監発第117号・平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知	入浴介助における安全確保の徹底について（平成24年8月7日川指監発第117号川越市福祉部長通知） 入浴介助における安全確保の徹底について（平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12老企40	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18-0331005	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平18厚労告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
平12老企52	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）

平27厚劳告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚劳告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27厚劳告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
社福・介福法	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
社福・介福規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第1-1 基本方針			
1 基本方針 共通	(1) 当該事業は、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則34第181条第1項 平25規則36第110条第1項
共通	(2) 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第181条第2項 平25規則36第110条第2項
第1-2 人員に関する基準			
1 基本的事項 共通	○ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が特定施設入居者生活介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が特定施設従業者と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、特定施設従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」といいます。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」といいます。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 ○ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる特定施設入居者生活介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、特定施設入居者生活介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」といいます。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」といいます。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」といいます。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」といいます。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		平11老企25第2・2(1) 平18-0331004第2・2(1) 平11老企25第2・2(3) 平18-0331004第2・2(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
2 基本的事項 （労働時間の管理） 共通	○ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ○ 利用者の数 利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とします（前年度の全利用者数等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第2位以下を切り上げます）。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。 従業員労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります。 ○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平11老企25第2・2(4) 平18-0331004第2・2(4) 平11老企25第2・2(5) 平18-0331004第2・2(5) 労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号） 労働基準法第109条
3 生活相談員 特定 介護予防	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上の生活相談員を配置していますか。 (2) 生活相談員を1人以上配置していますか。 ○ 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます（以下看護職員及び介護職員、機能訓練指導員並びに計画作成担当者も同様）。 (3) 生活相談員のうち1人以上を常勤としていますか。 ○ 病院又は診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいいます。以下同じです。）においては、併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が、適切に行われると認められる場合には、生活相談員の配置について、実情に応じた適当数とすることができます。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第79条第1項第1号 平24条例48第38条第1項第1号 平24条例48第38条第8項 平24条例46第79条第4項 平24条例48第38条第3項 平11老企25第3・10・1(6) 平18-0331004第3・6・1(9)
4 看護職員又は介護職員 共通	(1) 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の看護職員及び介護職員を配置していますか。 ○ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師 (2) 利用者の数が30人を超えない特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上の看護職員を配置していますか。 (3) 利用者の数が30人を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の看護職員を配置していますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第79条第1項第2号イ 平24条例48第38条第1項第2号イ 平24条例46第79条第1項第2号ロ(1) 平24条例46第79条第1項第2号ロ(2)
特定 介護予防	(4) 常勤換算方法で、1人以上の看護職員を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例48第38条第1項第2号ロ
地域密着型	(5) 常に1人以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第1項第2号ハ 平24条例48第38条第1項第2号ハ 平11老企25第3・10・1(1)
共通	○ 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしてください。	はい・いいえ	① 平18-0331004第3・6・1(2)

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通		(6) 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第5項 平24条例48第38条第4項
		○ 看護職員及び介護職員は、要介護者に対するサービス提供に従事することを基本としますが、当該要介護者のサービス利用に支障のないときに、要介護者以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。 この場合、これらの従業者が要介護者に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び上記の趣旨が運営規程において明示されていることとします。		平11老企25第3・10・1(2) 平18-0331004第3・6・1(3)
共通		(7) 看護職員及び介護職員が、あらかじめ特定施設入居者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスを行った場合は、看護職員及び介護職員の人数の算定において、看護職員及び介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を除外して算定（常勤換算）していますか。	はい・いいえ	平12老企52第2(2)
5 機能訓練指導員		機能訓練指導員を1人以上配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第1項第3号
共通		○ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 言語聴覚士 ④ 看護職員 ⑤ 柔道整復師 ⑥ あん摩マッサージ指圧師 ⑦ はり師 ⑧ きゅう師		平24条例48第38条第1項第3号 平11老企25第3・10・1(4)
		○ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。		平18-0331004第3・6・1(5)
		○ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設の他の職務に従事することができます。		平24条例46第79条第6項 平24条例48第38条第1項第6号
		○ 病院又は診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対する理学療法士等によるサービス提供が、適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができます。		平11老企25第3・10・1(5) 平18-0331004第3・6・1(9)
6 計画作成担当者		(1) 計画作成担当者を1人以上配置していますか（特定施設入居者生活については利用者の数が100人又は、その端数を増すごとに1人を標準とします。）。	はい・いいえ	平24条例46第79条第1項第4号
共通		(2) 計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを配置していますか（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該（地域密着型）特定施設における他の職務に従事することができるものとします。）。	はい・いいえ	平24条例48第38条第1項第4号 平24条例46第79条第7項 平24条例48第38条第6項
		○ 病院又は診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が、適切に行われると認められる場合には、計画作成担当者の配置について、実情に応じた適当数とすることができます。		平11老企25第3・10・1(7) 平18-0331004第3・6・1(10)
7 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の生活相談員又は看護職員もしくは介護職員		(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（介護予防サービスの利用者）の合計数（総利用者数）が100人又はその端数を増すごとに1人以上の生活相談員を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第2項第1号
		(2) 生活相談員のうち1人以上を常勤としていますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第4項
特定 介護予防		(3) 常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1人以上の看護職員又は介護職員を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第2項第2号イ
		○ 看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者をもとに、3人又はその端数を増すごとに1人以上と算出します。		平11老企25第3・10・1(1)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通 【生産性向上に先進的に取り組む施設】	(4) 利用者の数が30人を超えない特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上の看護職員を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第2項第2号ロ(1)
	(5) 利用者の数が30人を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の看護職員を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第79条第2項第2号ロ(2)
8 管理者	(6) 常に1人以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。 ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではありません。 ☐ 宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとされています。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければなりません。	はい・いいえ	平24条例46第79条第2項第2号ハ
	(7) 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上を常勤としていますか。 ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足ります。 ☐ 「介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいいます。	はい・いいえ	平24条例46第79条第8項
8 管理者	☐ 次の要件のいずれにも適合する場合において、4(1)及び7(3)の規定の適用については、これらの規定中「1人以上」とあるのは、「0.9人以上」としてしていますか。 ① 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、下記の事項の実施を定期的に確認していること。 イ 利用者の安全及びケアの質の確保 ロ 従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ハ 緊急時の体制整備 ニ 業務効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(以下「介護機器」という。)の定期的な点検 ホ 従業者に対する研修 ② 介護機器を複数種類活用していること。 ③ 従業者間の適切な役割分担を行っていること ④ これらの取組による介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減が行われていると認められること。 生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の員数の柔軟化(第175条第9項)については、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であることと規定したものです。適用にあたっての留意点等については、別途通知(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について(老高発0315第5号))	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第79条第9項 平24条例48第38条第11項
	施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ☐ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ① 当該事業所で特定施設入居者生活介護従業者としての職務に従事する場合	はい・いいえ	平24条例46第80条 平24条例48第39条 平11老企25第3・10・1(5)(準用第3・8・1(6))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定特定施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定特定施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられます。）		平18-0331004第3・6・1(8)
第1-3 設備に関する基準（（地域密着型）特定施設入居者生活介護）			
1 建物	（地域密着型）特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除きます。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物となっていますか。 ○ 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての（地域密着型）特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ○ 上記の「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されます。 ① 上記の①～③の要件のうち、満たしていないものについて、一定の配慮措置が講じられていること。 ② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、当該特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	はい・いいえ	平25規則34第182条第1項 平25規則36第111条第1項 平25規則34第182条第2項 平25規則36第111条第2項 平11老企25第3・10・2(1) （準用第3・8・2(3)）
共通 特定 介護予防			
2 設備等	(1) 一時介護室（一時的に利用者をして（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行うための室）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。 ○ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができます。 ○ 機能訓練室については、同一敷地内もしくは道路を隔てて隣接する又は当該事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も設けないことができます。 ○ 病院又は診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。）の事業を行う医療機関併設型指定（地域密着型）特定施設においては、入居者に対するサービス提供が、適切に行われると認められる場合には、	はい・いいえ	平25規則34第182条第3項 平25規則36第111条第3項 平11老企25第3・10・2(3) 平18-0331004第3・6・2(2) 平11老企25第3・10・2(6) 平18-0331004第3・6・2(6)
共通			

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
特定 介護予防	浴室、便所及び食堂に関しては、設置しないことができます。 また、機能訓練室について、併設医療機関の設備を利用する場合においては設けないことができます。 ○ 平成 11年3月31日に、現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、浴室及び食堂を設けないことができるものとします。 ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ② 入所定員が50人未満であること。 ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額が比較的低廉であること。 ④ 入所者から利用料、第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除きます。）の支払を受けないこと。		平11厚令37附則第13条
共通	(2) 介護居室は、次の基準を満たしていますか。 ① 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人として設けることができるものとする。 ② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ③ 地階に設けてはならないこと。 ④ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は、広間に直接面して設けること。 ○ ①の「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。なお、平18厚令33附則第2条により、既存の（地域密着型）特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとします。 ○ 介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとします。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。	はい・いいえ	平25規則34第182条第4項第1号 平25規則36第111条第4項第1号
共通	(3) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・10・2(2) 平18-0331004第3・6・2(1) 平11老企25第3・10・2(3) 平18-0331004第3・6・2(2)
共通	(4) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第4項第2号 平25規則36第111条第4項第2号 平25規則34第182条第4項第3号 平25規則36第111条第4項第3号
共通	(5) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第4項第4号 平25規則36第111条第4項第4号
共通	(6) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第4項第5号 平25規則36第111条第4項第5号
共通	(7) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第4項第6号 平25規則36第111条第4項第6号
3 構造等	(1) （地域密着型）特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第5項 平11老企25第3・10・2(4)
共通	○ 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮が必要です。		平25規則36第111条第5項 平18-0331004第3・6・2(3)
共通	(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第6項 平25規則36第111条第6項
共通	(3) （地域密着型）特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。	はい・いいえ	平25規則34第182条第7項 平25規則36第111条第7項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第1-4 運営に関する基準（（地域密着型）特定施設入居者生活介護）			
1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進 共通	法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ○ 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 ○ この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	平24規則34第3条第4項 平24規則36第3条第4項 平11老企25第3・10・3(18)（準用第3・1・3(1)） 平18-0331004第3・1・4(21)①
2 内容及び手続の説明及び契約の締結等 共通	(1) あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① □運営規程の概要 ② （地域密着型）特定施設入居者生活介護従業者の勤務の体制 ③ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 ④ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 ⑤ 利用料の額及びその改定の方法 ⑥ 事故発生時の対応 等 ○ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。 なお、介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができます。	はい・いいえ	平24条例46第81条第1項 平24規則36第3条第4項 平11老企25第3・10・3(1) 平18-0331004第3・6・3(1)
特定 介護予防	○		
共通	(2) (1)の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか。	はい・いいえ	平24条例46第81条第2項 平24条例48第40条第2項
共通	(3) より適切なサービスを提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記していますか。	はい・いいえ	平24条例46第81条第3項 平24条例48第40条第3項
3 (地域密着型)特定施設入居者生活介護の提供の開始等 共通	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 (2) 入居者が（地域密着型）特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはいませんか。 ○ 入居者が当該（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者から特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです。	はい・いいえ	平24条例46第82条第1項 平24条例48第41条第1項
共通	(2)	はい・いいえ	平24条例46第82条第2項 平24条例48第41条第2項 平11老企25第3・10・3(2) 平18-0331004第3・6・3(2)
共通	(3) 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第184条第1項 平24条例48第41条第3項
共通	(4) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第184条第2項 平24条例48第41条第4項
4 受給資格等の確認 共通	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第8条第1項） 平25規則36第128条（準用第9条第1項）
共通	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めています	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第8条第2項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
5 要介護認定の申請に係る援助 共通	か。 (1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則36第128条（準用第9条第2項） 平25規則34第199条（準用第9条第1項） 平25規則36第128条（準用第10条第1項） 平25規則34第199条（準用第9条第2項） 平25規則36第128条（準用第10条第2項）
6 サービスの提供の記録 共通	(1) サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している（地域密着型）特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。 ○ （地域密着型）特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が（地域密着型）特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している（地域密着型）特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。 (2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 特定施設入居者生活介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 利用者のその他必要な事項 ○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第186条第1項 平25規則36第115条第1項 平11老企25第3・10・3(3)① 平18-0331004第3・6・3(3)① 平25規則34第186条第2項 平25規則36第115条第2項 平11老企25第3・10・3(3)② 平18-0331004第3・6・3(3)②
7 利用料等の受領 共通	(1) 法定代理受領サービスに該当する（地域密着型）特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ○ 法定代理受領サービスとして提供される（地域密着型）特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 (2) 法定代理受領サービスに該当しない（地域密着型）特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、（地域密着型）特定施設入居者生活介護に係る費用の額の間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない（地域密着型）特定施設入居者生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである（地域密着型）特定施設入居者生活介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる（地域密着型）特定施設入居者生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 イ 利用者に、当該事業が（地域密着型）特定施設入居者生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が（地域密着型）特定施設入居者生活介護の事業の会計と区分されていること。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第187条第1項 平25規則36第116条第1項 準用（平11老企25第3・1・3(10)①） 準用（平18-0331004第3・1・4(13)①） 平25規則34第187条第2項 平25規則36第116条第2項 準用（平11老企25第3・1・3(10)②） 準用（平18-0331004第3・1・4(13)②）

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	(3)	(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ 特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。 ○ ①については、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日老企第52号）に基づき適切に取り扱ってください。	はい・いいえ	平25規則34第187条第3項 平25規則36第116条第3項 平11老企25第3・10・3(4)② 平18-0331004第3・6・3(4)②
	(4)	(3)の③の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。	はい・いいえ	
	(5)	(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則34第187条第4項 平25規則36第116条第4項
	(6)	サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項
	(7)	(6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則第65条
	8 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第18条） 平25規則36第128条（準用第19条）
	9 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 (2) サービスは、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。 (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 (4) 自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第188条 平25規則36第117条
	10 身体的拘束等	(1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。	はい・いいえ	平24条例46第83条第1項 平24条例48第42条第1項
	共通			

身体拘束の態様	人数	解除への具体的な取組例
ベッド柵		
車イスベルト		
ミトンの使用		
つなぎ服の使用		
拘束帯の使用		
その他		
実人員		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	○ 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです（「身体拘束ゼロへの手引き」参照）。 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (2) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ○ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」といいます。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。 なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任することとします。 （※）身体的拘束等適正化検討委員会、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望まれます。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 具体的には、次のようなことを想定しています。 - イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 - ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 - ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告され	はい・いいえ	平24条例46第83条第3項 平13老発155の3、5 平24条例48第42条第3項 平11老企25第3・10・3(5) 平18-0331004第3・6・3(5)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																																											
	た事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 身体的拘束等適正化検討委員会の概要等について記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開催頻度</td> <td>開催ルール</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>前年度開催回数</td> <td colspan="2">計 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成メンバー</td> <td>施設長</td> <td>生活相談員</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>計画担当介護支援専門員</td> <td></td> <td>看護職員</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>事務長</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設内の職員研修の実施回数（前年度）</td> <td colspan="2">回</td> </tr> </table> ○ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ○ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとして下さい。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 実施した研修について記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>研修日</td> <td>参加人数</td> <td>研修内容</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 新規採用時の研修の実施状況について記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>研修日</td> <td>参加人数</td> <td>研修内容</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名 称				開催頻度	開催ルール			前年度開催回数	計 回		構成メンバー	施設長	生活相談員	介護職員	計画担当介護支援専門員		看護職員	栄養士	事務長	その他	施設内の職員研修の実施回数（前年度）		回		研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日			研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日				
名 称																																														
開催頻度	開催ルール																																													
	前年度開催回数	計 回																																												
構成メンバー	施設長	生活相談員	介護職員																																											
	計画担当介護支援専門員		看護職員																																											
	栄養士	事務長	その他																																											
施設内の職員研修の実施回数（前年度）		回																																												
研修日	参加人数	研修内容																																												
年 月 日																																														
年 月 日																																														
研修日	参加人数	研修内容																																												
年 月 日																																														
年 月 日																																														
共通	(3) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第83条第2項 平24条例48第42条第2項																																											
共通	(4) 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。	はい・いいえ・該当なし	平13老発155の6																																											
	○ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。なお、当該記録は2年間保存しなければなりません。		平25規則34第198条第2項 平25規則36第127条第2項 平11老企25第3・10・3(5)																																											

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	○ 利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有してください。 (5) 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。 ○ 説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得てください。 ① 当拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）の1つのみに○がついていないか。 ② 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。 ③ 説明書（基準に定められた身体拘束の記録）の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 ○ 身体的拘束は、利用者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。市では身体拘束は、本人の人権の制限という面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得よう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。	はい・いいえ・該当なし	平13老発155の6
共通	(6) 管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 廃止に向けた取組や実績等を記載してください。	はい・いいえ	平13老発155の2、3
11 特定施設サービス計画の作成	(1) 管理者は、計画作成担当者に（地域密着型）特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第1項
共通			平25規則36第118条第1項
共通	(2) 計画作成担当者は、（地域密着型）特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第2項
共通			平25規則36第118条第2項
共通	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の（地域密着型）特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ（地域密着型）特定施設サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第3項
			平25規則36第118条第3項
共通	○ 利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとします。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。		平11老企25第3・10・3(6) 平18-0331004第3・6・3(6)
共通	(4) 計画作成担当者は、（地域密着型）特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第4項
共通			平25規則36第118条第4項
共通	(5) 計画作成担当者は、（地域密着型）特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第5項
			平25規則36第118条第5項
共通	○ 交付した（地域密着型）特定施設サービス計画は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3・10・3(6) 平18-0331004第3・6・3(6)
共通	(6) 計画作成担当者は、（地域密着型）特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第189第6項
			平25規則36第118条第6項
共通	(7) 計画作成担当者は、（地域密着型）特定施設サービス計画の変更を	はい・いいえ	平25規則34第189第7項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	行う際にも(2)から(5)に準じて取り扱っていますが。		平25規則36第118条第1項
12 介護 共通	(8) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から（地域密着型）特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該（地域密着型）特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・10・3(6) (準用第3・1・3(13)⑥) 平18-0331004第3・6・3(6)（準用第3・4・4(9)④)
共通	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	はい・いいえ	平25規則34第190第1項 平25規則36第119条第1項
共通	○ 介護サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分配慮するものとします。		平11老企25第3・10・3(7)① 平18-0331004第3・6・3(7)①
共通	(2) 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施していますか。	はい・いいえ	平25規則34第190第2項 平25規則36第119条第2項
共通	○ 健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。		平11老企25第3・10・3(7)② 平18-0331004第3・6・3(7)②
共通	(3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第190第3項 平25規則36第119条第3項
共通	○ 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。		平11老企25第3・10・3(7)③ 平18-0331004第3・6・3(7)③
	(4) 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第190第4項 平25規則36第119条第4項
	○ 入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければならない。		平11老企25第3・10・3(7)④ 平18-0331004第3・6・3(7)④
特定 介護予防	(5) 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第190条の2
令和9年3月31日まで 努力義務	○ 特定施設入居者生活介護事業者の入居者に対する口腔衛生の管理について、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものです。通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日老高発0315第2号老認発0315第2号老老発0315第2号）」）も参考にしてください。		平11老企25第3・10・3(8)
	① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。		
	② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。		
	イ 助言を行った歯科医師		
	ロ 歯科医師からの助言の要点		
	ハ 具体的方策		
	ニ 当該施設における実施目標		
	ホ 留意事項・特記事項		
	③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
13 入浴サービス 共通	図に図アも技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等について文書で取り決めること。 当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を見失うことは重大な事故につながる恐れがあるため、次の事項に留意して適切に行っていますか。 ① 入浴介助に当たっては、洗身介助、脱衣室における着脱衣介助及び脱衣室から浴室までの移動介助等の手順について、介助方法に安全上の問題はないか、入所者の心身の状況や介護職員の作業負担等を踏まえて確認し、適切な介助方法を職員に対して周知すること。 ② 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。 ③ ①・②の介助方法等を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。 ④ 入所者の安全確認については、複数の介護職員が連携して行うこと。 ⑤ 脱衣室・浴室における職員の配置及びその配置から対応可能な入所者数を確認し、必要に応じて複数の職員で一人の入所者の入浴介助を行うことができるよう、無理のないサービスの体制を組むこと。 ⑥ 施設内における事故やヒヤリハット等に関する報告を収集・分析し、抽出されたリスク要因に対して解決策を検討し、施設全体で情報を共有すること。 ⑦ 事故が発生した際に迅速な措置を行うことができるように、緊急連絡網やマニュアルの整備を行うこと。	はい・いいえ	平成24年8月7日川指監発第117号・平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知
14 介護職員等による喀痰吸引等について 共通	(1) 介護職員等がたんの吸引等を実施していますか（以下「はい」の場合のみ点検してください）。	はい・いいえ	社福・介福法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項 社福・介福規則第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条
共通	(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ	
共通	(3) 認定特定行為従事者は何人いますか。	人	
共通	(4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	はい・いいえ	平成23年6月22日老発第0622第1「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6・2・1
共通	(たん吸引) ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管カニューレ内 (経管栄養) ☐ 胃ろう又は腸ろう ☐ 経鼻経管栄養 (5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか（登録している行為に○を選択してください）。	はい・いいえ	
共通	(6) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携	はい・いいえ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
15 機能訓練 共通	医師の指示、看護師の指導を踏まえて、医師又は管理職員の監督の下に、実施計画書を作成している。 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 ○ 日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとします。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第129条） 平25規則36第120条 準用（平11老企25第3・8・3(8)）
16 健康管理 共通	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第191条 平25規則36第121条
17 相談及び援助 共通	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。 ○ 常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。	はい・いいえ	平25規則34第192条 平25規則36第122条 平11老企25第3・10・3(9) 平18-0331004第3・6・3(8)
18 利用者の家族との連携等 共通	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 ※ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族とが交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。	はい・いいえ	平25規則34第193条 平25規則36第123条 平11老企25第3・10・3(11)
19 利用者に関する市町村への通知 共通	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第22条） 平25規則36第128条（準用第24条）
20 緊急時等の対応 共通	(1) 現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ○ 特定施設従業者が現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。 ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第43条） 平25規則36第128条（準用第83条） 準用（平11老企25第3・2・3(3)） 準用（平18-0331004第3・4・4(12)）
21 管理者の責務 共通	(1) 管理者は、当該特定施設の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、当該特定施設の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 ○ 介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため 必要な指揮命令を行うこととしたものです。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第44条） 平25規則36第128条（準用第60条） 準用（平11老企25第3・2・3(4)） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(4)）
22 運営規程	（地域密着型）特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めています。	はい・いいえ	平25規則34第194条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 ○ ②従業員の職種、員数及び職務の内容について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。） ○ ④の「（地域密着型）特定施設入居者生活介護の内容」は、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指します。また、「利用料」としては、法定代理受領サービスである特定施設入居者生活介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない特定施設入居者生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第182条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ○ ⑥の「施設の利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。 ○ ⑧の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 ○ ⑨の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、「虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。 ○ ⑩の「その他運営に関する重要事項」には、当該事業所の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指します。 また、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等について定めておくことが望ましいです。		平25規則36第124条 平11老企25第3・10・3(11) 平18-0331004第3・6・3(10)
23 勤務体制の確保等 共通	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。 ○ 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。	はい・いいえ	平25規則34第195条第1項 平25規則36第125条第1項 平11老企25第3・10・3(12)① 平18-0331004第3・6・3(11)①
共通	(2) 当該（地域密着型）特定施設の従業者によってサービスを提供していますか。 ○ 当該（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。 ○ （地域密着型）特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」といいます。）に行わせる（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者（以下「委託者」といいます。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務についてはこの限りではありません。	はい・いいえ	平25規則34第195条第2項 平25規則36第125条第2項 平11老企25第3・10・3(12)②～⑤ 平18-0331004第3・6・3(11)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が（地域密着型）特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ○ 委託者は、③及び⑤の確認の結果の記録を作成しなければなりません。そして、当該記録は2年間保存しなければなりません。なお、委託者が行う④の指示は、文書により行わなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第195条第3項 平25規則36第125条第3項
	(3) （地域密着型）特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		
共通	(4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 ○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除きます。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。 ○ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	はい・いいえ	平25規則34第195条第4項 平25規則36第125条第4項 平11老企25第3・10・3(12)⑥（準用第3・2・3(6)③） 平18-0331004第3・6・3(11)⑥（準用第3・2の2・3(6)③）
共通	(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。 ○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」といいます。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及	はい・いいえ	平25規則34第195条第5項 平25規則36第125条第5項 平11老企25第3・10・3(12)⑦（準用第3・1・3・(21)④） 平18-0331004第3・6・4(11)⑦（準用第3・1の4(22)⑥）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	措置等について、その指針（「介護・障害者労働者に対するハラスメント防止指針」）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含みます。以下同じです。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 □ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、埼玉県では県内の介護・障害事業所等を対象とするカスタマーハラスメントの相談窓口を設置しています（「埼玉県カスタマーハラスメント総合相談窓口」）。事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望まれます。		
24 業務継続計画の策定	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第8条の2） 平24条例48第43条（準用第10条第1項）
共通	○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（地域密着型）特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画		
共通	(2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第8条の2） 平24条例48第43条（準用第10条第2項）
共通	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第8条の2） 平24条例48第43条（準用第10条第3項）
	○ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して（地域密着型）特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。利用者がサービス利用を継続する上で、特定施設入居者生活介護事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第19条の2に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支		平11老企25第3・10・3(13)① 平18-0331004第3・6・4(12)（準用第3・5・4(12)①）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																		
	えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 実施した研修について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修日</th> <th>参加人数</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 実施した訓練について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練日</th> <th>参加人数</th> <th>訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日			訓練日	参加人数	訓練内容	年 月 日			年 月 日				平11老企25第3・10・3(13)② 平18-0331004第3・6・4(12)（準用第3・5・4(12)②） 平11老企25第3・10・3(13)③ 平18-0331004第3・6・4(12)（準用第3・5・4(12)③） 平11老企25第3・10・3(13)④ 平18-0331004第3・6・4(12)（準用第3・5の4(12)④）
研修日	参加人数	研修内容																			
年 月 日																					
年 月 日																					
訓練日	参加人数	訓練内容																			
年 月 日																					
年 月 日																					
25 非常災害対策 共通	(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含みます。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている（地域密着型）特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている特定施設においては、防火管理	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第89条） 平25規則36第128条（準用第64条） 準用（平11老企25第3・6・3(7)） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(8)）																		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等												
共通	日と置かなくてはならないことになっている特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 (2) 防火管理者には、施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者を選任し、消防署長に届け出ていますか。 ① 防火管理者名 () ② 届出日 ()	はい・いいえ・該当なし	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の2、第3条												
共通	(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。	はい・いいえ	川越市地域防災計画H27.3 (震災対策編) 第1章第3節第4の3												
共通	(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	準用(平11老企25第3・6・3(7))												
共通	(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ	準用(平18-0331004第3・2の2・3(7))												
共通	(6) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。 また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練となっていますか。 直近2回の訓練実施日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>消防職員の立会</th><th>夜間訓練</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr> </tbody> </table> ○ 職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておいてください。また、訓練の記録を作成し、出席できなかった職員がいた際に回覧等することで情報を共有するなど、防災意識の高揚に努めてください。	実施日	消防職員の立会	夜間訓練	参加者数	年 月 日	有・無	有・無	人	年 月 日	有・無	有・無	人	はい・いいえ	準用(平11老企25第3・6・3(7)) 準用(平18-0331004第3・2の2・3(7)) 消防法施行規則第3条第10項 社施第107号通知
実施日	消防職員の立会	夜間訓練	参加者数												
年 月 日	有・無	有・無	人												
年 月 日	有・無	有・無	人												
共通	(7) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防災性能を有する物品となっていますか。 ○ このほか布団、毛布等の寝具類についても防災性能を有するものを使用するように努めてください。なお、寝衣類についても個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防災性能を有するものを使用することが望ましいとされています。	はい・いいえ	消防法第8条の3第1項 社施第107号通知												
共通	(8) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検(6月ごと年2回、総合点検1年に1回)を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。 直近2回の実施日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検実施年月日</th><th>実施内容</th><th>指摘事項など</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	点検実施年月日	実施内容	指摘事項など							はい・いいえ	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項			
点検実施年月日	実施内容	指摘事項など													
共通	(9) 災害に備えて、以下の物資等を3日分程度備蓄していますか。 ① 非常用食料(特別食を含む) ② 飲料水 ③ 常備薬 ④ 介護用品 ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源 ⑦ 移送用具(担架、ストレッチャー等)	はい・いいえ	川越市地域防災計画H27.3 (震災対策編) 第1章第3節第4の3												
26 衛生管理等 共通	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条(準用第90条第1項) 平25規則36第128条(準用第65条第1項)												

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																							
	○ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ○ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 ○ 受水槽の有効容量が10m³を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ○ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに1回です。 ○ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。（「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号）） ○ 少なくとも1年に1回以上水質検査を行い（毎日完全換水しない場合（連日使用型）は1年に2回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。 昨年度実施した浴槽水の水質検査実施状況を記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>換水頻度</th><th>数</th><th>循環式※（必要回数）</th><th>非循環式（必要回数）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集団浴</td><td>連日使用型：</td><td>基</td><td>(2回以上)</td><td>(1回以上)</td></tr> <tr> <td>毎日換水型：</td><td>基</td><td>(1回以上)</td><td>(1回以上)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">機械浴 個浴</td><td>連日使用型：</td><td>基</td><td>(2回以上)</td><td>かけ流しなら不要</td></tr> <tr> <td>毎日換水型：</td><td>基</td><td>(1回以上)</td><td>(不要)</td></tr> </tbody> </table> ○ 循環式浴槽には、追い炊き機能も含まれます。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、（地域密着型）特定施設入居者生活介護に当たる従業者に周知していますか。 ○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 (4) 事業所において、（地域密着型）特定施設入居者生活介護に当たる従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（「感染対策担当者」といいます。）を決めておく必要があります。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。		換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）	集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)	機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)		準用（平11老企25第3・6・3(8)①イ） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(8)①） 水道法第3条、第34条の2 水道法施行令第2条 水道法施行規則第55条、第56条
	換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）																						
集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)																						
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)																						
機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要																						
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)																						
		はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第32条の2第1号） 平24条例48第43条（準用第10条第1項） 準用平11老企25第3・6・3(8)② 平18-0331004第3・6・4(14)（準用第3・5・4(13)）																							
		はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第32条の2第2号） 平24条例48第43条（準用第10条第2項）																							
		はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第32条の2第3号） 平24条例48第43条（準用第10条第3項） 平11老企25第3・10・3(14)② 平18-0331004第3・6・4(14)（準用第3・5・4(13)）																							

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																											
	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、口の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいです。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市介護保険課等の関係機関との連携、報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 （地域密着型）特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 実施した研修について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修日</th> <th>参加人数</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 実施した訓練について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練日</th> <th>参加人数</th> <th>訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 新規採用時の感染症対策研修の実施状況について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練日</th> <th>参加人数</th> <th>訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日			訓練日	参加人数	訓練内容	年 月 日			年 月 日			訓練日	参加人数	訓練内容	年 月 日			年 月 日				
研修日	参加人数	研修内容																												
年 月 日																														
年 月 日																														
訓練日	参加人数	訓練内容																												
年 月 日																														
年 月 日																														
訓練日	参加人数	訓練内容																												
年 月 日																														
年 月 日																														

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
27 掲示等 共通	(1) (地域密着型) 特定施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 ○ 次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に代えることができます。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第29条） 平25規則36第128条（準用第30条第1項） 準用（平11老企25第3・1・3(24)） 平18-0331004第3・6・3(17)（準用第3・1・4(25)）
共通	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 （令和7年4月1日から上記の措置を講じることが義務付けられています。） ○ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 ○ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。 なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、(1)の規定による掲示は行う必要がありますが、これを(2)や「39 電磁的記録等」の規定に基づく措置に代えることができます。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第29条） 平25規則36第128条（準用第30条第1項）
28 秘密保持等 共通	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第9条第1項） 平24規則48第43条（準用第11条第1項）
共通	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第9条第2項） 平24規則48第43条（準用第11条第2項） 準用（平11老企25第3・1・3(25)②） 準用（平18-0331004第3・1・4(26)②）
共通	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第9条第3項） 平24規則48第43条（準用第11条第3項） 準用（平11老企25第3・1・3(25)③） 準用（平18-0331004第3・1・4(26)③）
共通	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイダンス」）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。	はい・いいえ	個人情報保護法

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		点検結果	根拠法令等																			
29 広告 共通	<table><tr><td rowspan="3">安全管理措置</td><td></td><td>規程の整備（規程の名称：（ ））</td></tr><tr><td></td><td>組織体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>その他（（ ））</td></tr><tr><td rowspan="3">第三者提供に係る記録の方法</td><td></td><td>その都度記録を作成</td></tr><tr><td></td><td>一括して記録を作成</td></tr><tr><td></td><td>その他（（ ））</td></tr><tr><td rowspan="2">苦情対応窓口の有無</td><td></td><td>有（部署名：（ ））</td></tr><tr><td></td><td>無</td></tr></table>	安全管理措置		規程の整備（規程の名称：（ ））		組織体制の整備		その他（（ ））	第三者提供に係る記録の方法		その都度記録を作成		一括して記録を作成		その他（（ ））	苦情対応窓口の有無		有（部署名：（ ））		無	○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除きます。） ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ4（2）」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ○ 用語の定義 ・個人情報…生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。	はい・いいえ	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 平25規則34第199条（準用第30条） 平25規則36第128条（準用第31条）
	安全管理措置			規程の整備（規程の名称：（ ））																			
			組織体制の整備																				
		その他（（ ））																					
第三者提供に係る記録の方法		その都度記録を作成																					
		一括して記録を作成																					
		その他（（ ））																					
苦情対応窓口の有無		有（部署名：（ ））																					
		無																					
事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。																							
○ 有料老人ホームに対する指導の徹底について（平成15年4月16日老振発第0416001号厚生労働省老健局振興課長通知） 有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべ																							

29 広告

共通

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ぎものです。 このため、入居者に誤解を与えることがないように、高齢者にわかりやすく、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものです。特に、介護サービスに関する表示、医療・看護体制に関する表示、利用料金に関する表示、居室の方位に関する表示等の内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があります。 ○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第3号の規定により、有料老人ホーム等に関する不当な表示は次のとおりとなっております（「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号））。 ① 土地又は建物についての表示 ② 施設又は設備についての表示 ③ 居室の利用についての表示 ④ 医療機関との協力関係についての表示 ⑤ 介護サービスについての表示 ⑥ 介護職員等の数についての表示 ⑦ 管理費等についての表示		
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第31条） 平25規則36第128条（準用第32条）
共通			
31 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第1項） 平25規則36第128条（準用第33条第1項）
共通			
	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等 なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「27 掲示等」に準ずるものとします。		準用（平11老企25第3・1・3(28)①） 準用（平18-0331004第3・1・4(28)①）
共通	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第2項）
	○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		平25規則36第128条（準用第33条第2項）
	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(28)②）
	○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。		準用（平18-0331004第3・1・4(28)②）
共通	(3) 市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第3項） 平25規則36第128条（準用第33条第3項）
共通	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第4項） 平25規則36第128条（準用第33条第4項）
共通	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第5項） 平25規則36第128条（準用第33条第5項）
共通	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善	はい・いいえ	平25規則34第199条（準用第32条第6項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の内容を報告していますか。		平25規則36第128条（準用第33条第6項）
32 協力医療機関等 共通	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 ○ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましいです。 ○ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。	はい・いいえ	平25規則34第196条第1項 平25規則36第126条第1項 平11老企25第3・10・3(15) 準用(平18-0331004第3・5・4(10)①) 平11老企25第3・10・3(15)① 平18-0331004第3・6・3(13)②
共通	(2) 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めていますか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ○ 協力医療機関との連携 特定施設入居者介護の入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めなければなりません。 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことが想定されます。なお、令和6年度診療報酬改定において新設された地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意してください。	はい・いいえ	平25規則34第196条第2項 平25規則36第126条第2項 平11老企25第3・10・3(15)② 準用(平18-0331004第3・5・4(10)②)
共通	(3) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ていますか。 ○ 協力医療機関との連携に係る届け出 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を市長に届け出ることを義務づけたものです。届出については、別紙によるものとします。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに市長に届け出てください。	はい・いいえ	平25規則34第196条第3項 平25規則36第126条第3項 平11老企25第3・10・3(15)③ 準用(平18-0331004第3・5・4(10)③)
共通	(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（(6)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。(6)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 ○ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 特定施設入居者介護事業者の入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものです。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、特定施設入居者介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。	はい・いいえ	平25規則34第196条第4項 平25規則36第126条第4項 平11老企25第3・10・3(15)④ 準用(平18-0331004第3・5・4(10)④)
共通	(5) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第196条第5項 平25規則36第126条第5項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通 共通 33 地域との連携 特定 介護予防 地域密着型 地域密着型 地域密着型	○ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第3項で定められた入居者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものです。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましいです。 (6) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めていますか。 ○ 医療機関に入院した入居者の退院後の受け入れ 「速やかに入居させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくことではなく、できる限り円滑に再入居できるよう努めなければならないということです。 (7) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平11老企25第3・10・3(15)⑤ 準用(平18-0331004第3・5・4(10)⑤) 平25規則34第196条第6項 平25規則36第126条第6項 平11老企25第3・10・3(15)⑥ 準用(平18-0331004第3・5・4(10)⑥) 平25規則34第196条第7項 平25規則36第126条第7項 平25規則34第197条第1項 平11老企25第3・10・3(13)① 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(10)①） 平18-0331004第3・6・3(17) 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(10)①） 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項）
	(1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 ○ 事業が地域に開かれた事業として行われるよう、特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第197条第1項 平11老企25第3・10・3(13)①
	(2) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ○ 運営推進会議は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所が、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 なお、小規模多機能型居宅介護等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。 ○ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えてはいけません。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則36第128条（準用第51条の16第1項） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(10)①） 平18-0331004第3・6・3(17) 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(10)①） 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項）
	(3) 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この場合において、利用者等が当該運営推進会議に参加するときには、事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得ていますか。 ○ テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則36第128条（準用第51条の16第1項） 準用（平18-0331004第3・2の2・3(10)①） 平25規則36第128条（準用第51条の16第1項）
	(4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する	はい・いいえ	平25規則36第128条（準用第51条の16第1項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
地域密着型 共通 34 利用者の安全並びに特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 共通 令和9年3月31日まで努力義務	るとともに、当該記録を公表していますか。 ○ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません。 (5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 (6) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 (1) 事業所における業務の効率化、特定施設入居者生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。 ○ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ○ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。 なお、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。 委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。 なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。 委員会は、定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいです。 委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。 また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 事務負担軽減の観点等から、委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することと差し支えありません。 本委員会は事業所毎に実施が求められるものではありませんが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところがありますが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	第31条の10第2項 準用（平18-0331004第3・2の2・3(9)②） 平25規則36第128条（準用第51条の16第3項） 平25規則34第197条第2項 平25規則36第128条（準用第51条の16第4項） 平11老企25第3・10・3(13)② 準用（平18-0331004第3・1・4(26)③） 平24条例46第84条（準用第53条の2） 平24規則48第43条（準用第29条の2） 準用（平11老企25第3・8・3(19)） 準用（平18-0331004第3・4・4(21)）
35 事故発生時の対応 共通 共通	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条第1項） 平24規則48第43条（準用第12条第1項） 準用（平11老企25第3・1・3(30)①） 準用（平18-0331004第3・1・4(30)①） 平24条例46第84条（準用第10条第2項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ますか。		平24規則48第43条（準用第12条第2項）
共通	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。		準用（平11老企25第3・1・3(30)） 準用（平18-0331004第3・1・4(30)）
共通	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条第3項） 平24条例48第43条（準用第12条第3項） 準用（平11老企25第3・1・3(30)②） 準用（平18-0331004第3・1・4(30)②）
共通	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(30)③） 準用（平18-0331004第3・1・4(30)③）
共通	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ	
共通	(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性を把握し、利用者モニタリング等の際に対応策について検討していますか。	はい・いいえ	
36 虐待の防止 共通	○ 介護ベッドに設置した手すりと手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。使用中の手すりが新J I S製品かどうか確認してください。新J I S製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。 （「医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（緊急依頼）」（平成24年11月2日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健局振興課ほか通知）、平成24年11月2日消費者庁報道発表資料を参照してください。）		
	(1) 特定施設の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
共通	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
共通	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条の2第1号） 平24条例48第43条（準用第12条の2第1号）
共通	○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。		
	(4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条の2第2号） 平24条例48第43条（準用第12条の2第2号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	(5) 事業所において、特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 また、新規採用時に虐待の防止のための研修を実施していますか。	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条の2第3号） 平24条例48第43条（準用第12条の2第3号）
共通	(6) (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ○ 次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、指定居宅サービスの事業の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者に関することに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報されることが必要であり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」といいます。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	はい・いいえ	平24条例46第84条（準用第10条の2第4号） 平24条例48第43条（準用第12条の2第4号） 平11老企25第3・10・3(17) 準用（平18-0331004第3・5・4(14)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																										
	ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えありません。 実施した虐待防止のための研修について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修日</th><th>参加人数</th><th>研修内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 新規採用時の研修の実施状況について記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修日</th><th>参加人数</th><th>研修内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。 ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 担当者を記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th></th><th>氏名</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日			研修日	参加人数	研修内容	年 月 日			年 月 日			職名		氏名							
研修日	参加人数	研修内容																											
年 月 日																													
年 月 日																													
研修日	参加人数	研修内容																											
年 月 日																													
年 月 日																													
職名		氏名																											

[illegible]

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第2-2 人員に関する基準（介護予防特定施設入居者生活介護）			
人員基準 介護予防	第1-2を参照してください。		平24条例47第70条
第2-3 設備に関する基準（介護予防特定施設入居者生活介護）			
設備基準 介護予防	介護予防特定施設入居者生活介護事業者が特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、特定施設入居者生活介護の事業及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、特定施設入居者生活介護の設備基準を満たすことをもって、介護予防特定施設入居者生活介護における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平25規則35第169条第8項
第2-4 運営に関する基準（介護予防特定施設入居者生活介護）			
1 介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 介護予防	(1) 介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 (2) 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 (3) 提供された介護予防サービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 ○ 提供された介護予防サービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 ○ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。 (5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 ○ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行うよう努めてください。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則35第181条第1項 平25規則35第181条第2項 平25規則35第181条第3項 平25規則35第181条第4項 平11老企25第4・3・8(1)③ 平25規則35第181条第5項 平11老企25第4・3・8(1)②
2 介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針 介護予防	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 ○ 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）します。 (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。 ○ 介護予防特定施設サービス計画には、次の内容等を明らかにしてください。なお、介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 ① 提供するサービスの具体的内容 ② 所要時間 ③ 日程 (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則35第182条第1号 平11老企25第4・3・8(2)① 平25規則35第182条第2号 平11老企25第4・3・8(2)① 平25規則35第182条第3号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。		
	(4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第4号
	○ 介護予防特定施設サービス計画は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25第4・3・8(2)②
	(5) サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第5号
	(6) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第6号
	(7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第7号
	(8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第8号
	(9) (1)から(7)までの規定は、介護予防特定施設サービス計画の変更について準用していますか。	はい・いいえ	平25規則35第182条第9号
	(10) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防特定施設サービス計画を提出することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平11老企25第4・3・8(2)③
3 その他運営基準	その他運営基準は、特定施設入居者生活介護事業の運営基準と同様です。		
第3 変更の届出等			
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	法第75条第1項
共通	① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限ります。） ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとします。）並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含みます。） ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ○ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。		施行規則第131条第1項第10号
2 介護サービス情報公表	指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、公表している。	はい・いいえ	法第75条第2項
			法第115条の35第1項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第4 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本方針	(1) 費用の額は、厚生省告示の別表により算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第1号 平18厚労告126第1号
共通	(2) 費用の額は、厚生労働省告示の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第2号 平18厚労告126第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第3号 平18厚労告126第3号
2 所定単位数の算定	(地域密着型) 特定施設において、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19別表10注1 平18厚労告126別表6注1
共通			
3 その他の居宅サービス及び地域密着型サービスの利用について	(1) (地域密着型) 特定施設入居者生活介護費を算定した月において、その他の居宅サービス及び地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除きます。)は算定していませんか(外泊の期間中を除きます。) ○ (地域密着型) 特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス及び地域密着型サービスを利用させることは差し支えありません。 ○ 例えば、入居している月の当初は(地域密着型) 特定施設入居者生活介護を算定し、引き続き入居しているにも関わらず、月の途中から特定施設入居者生活介護に代えて居宅サービスを算定するようなサービス利用は、居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するので、認められません。	はい・いいえ	平12老企40第2・4(1)① 平18厚労告126別表6注1
共通			
	(2) 入居者の外泊の期間中は(地域密着型) 特定施設入居者生活介護を算定していませんか。	はい・いいえ	平12老企40第2・4(1) ① 平18-0331005第2・7(1)①
	(3) 入居者に対して提供すべき介護サービス((地域密着型) 特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの) の業務の一部を、当該特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合(例えば、機能訓練を外部の理学療法士等に委託している場合等) には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	平12老企40第2・4(1) ② 平18-0331005第2・7(1)②
4 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	看護職員又は介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号) 第175条に定める員数を置いていないこと。【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号) 第110条】 ○ 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定については次のとおりです。 ① 看護職員又は介護職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げます。 ② 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 ③ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます)。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10注1ただし書 平18厚労告126別表6口注1 平12厚告27第5号 平12厚告27第9号 平12老企40第2・1(4) 平18-0331005第2の1(8)②、③
共通			
5 短期利用(地域密着型) 特定施設入居者生活介護	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った(地域密着型) 特定施設において、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、短期利用(地域密着型) 特定施設入居者生活介護費を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10注3 平18厚労告126別表6注2 平27厚労告96第22号
共通			

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	① 当該（地域密着型）特定施設の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 ② 当該指定（地域密着型）特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が1人であるものに限り、）を利用するものであること。ただし、短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護を受ける入居者の数は、1又は当該（地域密着型）指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。 ③ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ④ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。 ⑤ 介護保険法第76条の2第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、老人福祉法第29条第11項の規定による命令、社会福祉法第71条の規定による命令、高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けたことがある場合には、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。 ○ ①の要件は、指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護の事業を行う者に求められる要件であるので、新たに開設された（地域密着型）特定施設など指定を受けた日から起算した期間が3年に満たない（地域密着型）特定施設であっても、①に掲げる指定居宅サービスなどの運営について3年以上の経験を有している事業者が運営する特定施設であれば、短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護費を算定することができます。権利金その他の金品の受領禁止の規定に関しては、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者のみならず、当該（地域密着型）特定施設の入居者に対しても、適用されるものです。		平27厚労告96第35号
6 身体拘束廃止未実施減算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合、所定単位の100分の10（外部サービス利用型及び短期利用については100分の1）に相当する単位数を減算しています。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第183条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項【地域密着型サービス基準第118条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項】に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、 ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回及び新規採用時）に実施すること。 上記事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとします。	はい・いいえ・該当なし	平12老企40第2・4(3) 平18-0331005第2・7(2) 平12厚告19別表10注4 平18厚労告126別表6注3 平27厚労告95・60の2 平12老企40第2・4(4)、準用2(6) 平18-0331005第2・7(3)、準用5(3)
7 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しています。	はい・いいえ	平12厚告19別表10注5

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
措置未実施減算	100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	・該当なし	平18厚労告126別表6注4 平27厚告95第42号の2の2
共通	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「第1-4-36虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとします。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回（地域密着型の場合は年2回）以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。		準用（平12老企40第2の2(7)） 準用（平18-0331005第2・6(3)）
8 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表10注6 平18厚労告126別表6注5 平27厚告95第42号の2の3
共通	○ 厚生労働大臣が定める基準 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 ※「第1-4-24業務継続計画の策定」（1）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。		準用（平12老企40第2の2(8)） 準用（平18-0331005第2・3の2(3)）
9 入居継続支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設において、利用者に対して、（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。（短期利用を除きます。）。	はい・いいえ ・該当なし	平12厚告19別表10注7 平18厚労告126別表6注6
共通	ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定できません。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 入居継続支援加算（Ⅰ） 36単位 (1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (一)尿道カテーテル留置を実施している状態 (二)在宅酸素療法を実施している状態 (三)インスリン注射を実施している状態	(加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平27厚告95第42の3 平27厚労告95第42の3

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」といいます。）を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいいます。）及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認してください。 i 入居者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 (4) 人員基準欠如に該当していないこと □ 入居継続支援加算（Ⅱ） 22単位 (1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)に掲げる基準に適合すること。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (一)尿道カテーテル留置を実施している状態 (二)在宅酸素療法を実施している状態 (三)インスリン注射を実施している状態 (3) 入居継続支援加算（Ⅰ）の(3)及び(4)に該当するものであること。 ○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為 一 口腔内の喀痰吸引 二 鼻腔内の喀痰吸引 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 五 経鼻経管栄養 ○ 入居継続支援加算について ① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出してください。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知（平12老企36）第1の5の届出を提出しなければなりません。		平12老企40第2・4(7) 平18-0331005第2・7(6)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	② 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する者の占める割合を算出する場合においても同様です。 a 尿道カテーテル留置を実施している状態 b 在宅酸素療法を実施している状態 c インスリン注射を実施している状態 ただし、入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進するという加算の趣旨から、この算定を行う場合においては、事業所に常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めておかねばなりません。 ③ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は前年度の全利用者数等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。 介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければなりません。 届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は直ちに訪問通所サービス通知（平12老企36）第1の5の届出を提出しなければなりません。 ④ 当該加算を算定する場合にあっては、サービス提供体制強化加算は算定できません。 ⑤ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である場合においては、次の要件を満たしてください。 イ 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することであり、少なくともaからcまでに掲げる介護機器は使用することとします。その際、aの機器は全ての居室に設置し、bの機器は全ての介護職員が使用してください。 a 見守り機器 b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器 d 移乗支援機器 e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器 介護機器の選定にあたっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定してください。 ロ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充ててください。 ケアの質の向上への取組については、幅広い職種の者が共同して、見守り機器やバイタルサイン等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら、適切なアセスメントや入居者の身体の状態等の評価等を行い、必要に応じ、業務体制を見直します。 ハ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）は3月に1回以上行ってください。介護機器活用委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
10 生活機能向上連携加算 共通	管理に関するガイドライン」等に対応してください。 また、委員会には、管理者だけでなく実際にケアを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めてください。 二 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施してください。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行ってください。 a 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。 b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 ホ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施してください。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われている必要があります。 a ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えているかどうか b 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか c 休憩時間及び時間外勤務等の状況 へ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けてください。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行ってください。 ト 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行ってください。 この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとします。入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から委員会を設置し、委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をしてください。 なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととします。 届出にあたり、市等が委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出してください。 また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めてください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算してください。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 イ 次のいずれにも適合すること。	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表10注8 平27厚労告95第42の7 平27厚労告95第42の4号 準用（平18-0331005第2・3の2（12））

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」といいます。）の助言に基づき、当該指定（地域密着型）特定施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 □ 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定（地域密着型）特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ○ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないもの）に限り、以下この7生活機能向上連携加算において同じです。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この7生活機能向上連携加算において「理学療法士等」といいます。）の助言に基づき、当該（地域密着型）特定施設入居者生活介護施設の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」といいます。）が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていることとします。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 □ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICFを活用した動画やテレビ電話を用いて把握		準用（平12老企40第2・2(10)） 準用（平18-0331005第2・3の2(12)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。 なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合には、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。 ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とします。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を（地域密着型）特定施設入居者生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。 二 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 - 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含みます。）や進捗状況等を説明してください。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいいます。以下同じです。）を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応してください。 ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。 なお、Ⅰの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 ○ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていることとします。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
11 個別機能訓練加算 共通 特定施設 介護予防 共通	に関する助言を行ってください。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 □ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 - 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含みます。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ハ 生活機能向上加算（Ⅰ）ハ、ニ及びヘによることとします。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った（地域密着型）特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき12単位を、また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を所定単位数に加算していますか。 ○ 利用者の数が100人を超える特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置してください。 ○ 個別機能訓練加算の取扱いについては、以下のとおりとします。 ① 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」といいます。）について算定します。 ② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものです。 ③ □ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行います。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができますものとします。 ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録します。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づいてください。	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表10注9 平18厚労告126別表6注8 平12老企40第2の4(7) 平18-0331005第2・7(6)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
12 A D L 維持等加算 共通	と進めてください。 ⑤ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。 ⑥ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「L I F E」といいます。）を用いて行ってください。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）を参照してください。サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設において、利用者に対して指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいいます。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 （1） A D L 維持等加算（Ⅰ） 30単位 イ 次のいずれにも適合すること。 （1） 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」といいます。）が6月を超える者をいいます。以下この号において同じです。）の総数が10人以上であること。 （2） 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」といいます。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において A D L を評価し、その評価に基づく値（以下「A D L 値」といいます。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 （3） 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した A D L 値から評価対象利用開始月に測定した A D L 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「A D L 利得」といいます。）の平均値が1以上であること。 （2） A D L 維持等加算（Ⅱ） 60単位 ロ 次のいずれにも適合すること。 （1） A D L 維持等加算（Ⅰ）の(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 （2） 評価対象者の A D L 利得の平均値が3以上であること。 ○ A D L 維持等加算について ① A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行います。 ② A D L 維持等加算（Ⅰ）(2)における厚生労働省への A D L 値の提出は、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並び	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） I ・ II	平12厚告19別表10注10 平18厚労告126別表6注9 平27厚告95第16の2号 平12老企40第2・4(10) 平18-0331005第2・7(9)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等								
13 夜間看護体制加算 共通	に事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ③□ADL維持等加算（Ⅰ）(3)及びイADL維持等加算（Ⅱ）(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。 <table><tr><td>ADL値が0以上25以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL値が30以上50以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL値が55以上75以下</td><td>3</td></tr><tr><td>ADL値が80以上100以下</td><td>4</td></tr></table> ④ ③においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とします。 ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。	ADL値が0以上25以下	2	ADL値が30以上50以下	2	ADL値が55以上75以下	3	ADL値が80以上100以下	4		
	ADL値が0以上25以下	2									
ADL値が30以上50以下	2										
ADL値が55以上75以下	3										
ADL値が80以上100以下	4										
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った（地域密着型）特定施設において、利用者に対して、（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 夜間看護体制加算（Ⅰ） 18単位 ① 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ② 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2) 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9単位 ① (1)①及び③に該当するものであること。 ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ○ 夜間看護体制加算（Ⅰ）を算定する場合の、「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上」とは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） I・II	平12厚労告19別表10注11 平18厚労告126別表6注10 平27厚労告96第23号 平27厚労告96第36号（準用第23号） 平12老企40第2・4(11) 平18-0331005第2・7(10)								

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
14 若年性認知症入居者受入加算 共通	また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えありません。 ○ 夜間看護体制加算（Ⅱ）を算定する場合の、「24時間連絡できる体制」とは、（地域密着型）特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても指定特定施設生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には指定特定施設生活介護事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものです。具体的には、 ① （地域密着型）特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。 ② 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。 ③□（地域密着型）特定施設内研修等を通じ、看護職員及び介護職員に対して、①及び②の内容が周知されていること。 ④ （地域密着型）特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話や FAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。 といった体制を整備することを想定しています。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った（地域密着型）特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいいます。）に対して特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10注12 平18厚労告126別表6注11 平27厚労告95第42の5（準用第18号） 準用（平12老企40第2・2（18）） 準用（平18-0331005第2・3の2（16））
15 協力医療機関連携加算 共通	（地域密着型）特定施設において、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項又は指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 協力医療機関が、「第1-4-32協力医療機関等」(2)①及び②に掲げる要件を満たしている場合 100単位 (2) (1)以外の場合 40単位 ○ 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的開催することを評価するものです。 ○ 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えありません。 ○ 協力医療機関が「第1-4-32協力医療機関等」(2)①及び②に規定する要件を満たしている場合には(1)の100単位、それ以外の場合には(2)の40単位を加算します。(1)について、複数の医療機関を	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) (1)・(2)	平12厚告19別表10注13 平18厚労告126別表6注12 平12老企40第2・4（13） 平18-0331005第2・7（12）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
16 口腔衛生管理体制加算 地域密着型	には、その中から1つ以上を指定することにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要があります。(1)を算定する場合において、「第1-4-32協力医療機関等」(3)に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を市長に届け出ていない場合には、速やかに届け出てください。 ○ 「会議を定期的に開催」とは、<u>次のいずれかに該当するものである必要があります。(※令和8年6月1日から適用)</u> イ <u>電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設(または事業所)の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること。</u> ロ <u>年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該施設(または事業所)の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた当該施設(または事業所)の入所者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととします。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設(または事業所)の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。</u> ※ なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましいです。 ○ 会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ○ 本加算における会議は、「第1-4-32協力医療機関等」(3)に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えありません。 ○ 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、居宅サービス基準第186条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録してください。 ○ (予防除く) 会議の開催状況については、その概要を記録してください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合していること イ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 人員基準欠如に該当しないこと。 ○ 口腔衛生管理体制加算について ① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではありません。 また、「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告126別表6注13 平12厚労告95第68号 平18-0331005第2・7(13) (準用6(19))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
17 口腔・栄養スクリーニング加算 共通	人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ② 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載してください。 - イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 - ロ 当該施設における目標 - ハ 具体的方策 - ニ 留意事項 - ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況 - ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限りです。） - ト その他必要と思われる事項 ③ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できますが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行ってください。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定（地域密着型）特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算していますか。 ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 - イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報（利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含みます。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 - ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含みます。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 - ハ 人員基準欠如に該当していないこと。 ○ 口腔・栄養スクリーニング加算について ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」といいます。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」といいます。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。ただし、イのg及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。なお、口腔及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照するとともに、口腔スクリーニングの実施に当たっては、「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等の関連学会が示す記載等も参考にしてください。 イ 口腔スクリーニング a 開口ができない者	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10注14 平18厚労告126別表6注14 平27厚労告95第42号の6 平12老企40第2・4(14) 平18-0331005第2・7(14)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
18 科学的介護推進体制加算 共通	b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者 f むせがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 □ 栄養スクリーニング a BMI が18.5 未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設が、利用者に対し指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて（地域密着型）特定施設サービス計画を見直すなど、指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ○ 科学的介護推進体制加算について ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注14に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びそ	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10注15 平18 厚労告126 別表6ト注 平12老企40第2・4(15) 平18-0331005第2・7(19)（準用第3の2(21)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
19 退院・退所時連携加算 共通	の有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定（地域密着型）特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき30単位を加算していますか（短期利用を除きます。）。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定（地域密着型）特定施設に再び入居した場合も、同様となります。 ○ 退院・退所時連携加算について ① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、（地域密着型）特定施設サービス計画を作成し、（地域密着型）特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って、1日につき30単位を加算してください。 当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ② 当該（地域密着型）特定施設における過去の入居及び短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護の関係 退院・退所時連携加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該（地域密着型）特定施設に入居したことがない場合に限り算定できることとします。 当該（地域密着型）特定施設の短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該（地域密着型）特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できることとします。 ③ 30日を超える医療提供施設への入院・所後に再居した場合は、退所時連携加算が算定できることとします。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10ニ 平18厚労告126別表6ハ 平12老企40第2・4(16) 平18-0331005第2・7(15)
20 退居時情報提供加算 共通	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り250単位を算定していますか。 ○ 退居時情報提供加算について ① 入居者が退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式12（介護予防の場合は別紙様式7）の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付してください。 ② 入居所者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10ホ 平18厚労告126別表6ホ注 平12老企40第2の4(17) 準用(平18-0331005第2・6(13))
21 看取り介護加算 共通	(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。 (2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定（地域密着型）特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表10ヘ 平18厚労告126別表6ニ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算していますか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。また、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看取り介護加算(Ⅰ) (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。 ロ 看取り介護加算(Ⅱ) (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。 (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当する。 ○ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げる基準のいずれにも適合している利用者 (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」といいます。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含みます。)であること。 (3) 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含みます。)であること。 ○ 退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定できません。また、夜間看護体制加算を算定していない場合には算定できません。 ○ 看取り介護加算について ① 看取り介護加算は、医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等(以下「利用者等」といいます。)に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援することを主眼として設けたものです。 ② (地域密着型)特定施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められます。 イ 看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする(Plan)。 ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該入所者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援を行う(Do)。 ハ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実		平27厚労告96第24号 平27厚労告96第37号(準用第24号) 平27厚労告94第29号 平27厚労告94第42号(準用第29号) 平12老企40第2・4(18) 平18-0331005第2・7(16)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う（Check）。 二 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う（Action）。 なお、指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましいです。 ③ 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠です。具体的には、指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、（地域密着型）特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要です。加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供してください。 ④ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられます。 イ 当該（地域密着型）特定施設の看取りに関する考え方 ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ（地域密着型）特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ト 家族への心理的支援に関する考え方 チ その他看取り介護を受ける利用者に対して（地域密着型）特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法 ⑤ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、夜間看護体制加算を算定する際の施設基準規定する重度化した場合における対応に係る指針に記載する場合は、その記載をもって看取り指針の作成に代えることができるものとします。 ⑥ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めてください。 イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 ⑦ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。 また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると思われる場合には、看取り介護加算の算定は可能です。この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず（地域密着型）特定施設への来訪がなかった旨を記載しておくことが必要です。 なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
22 認知症専門ケア加算 共通	めて重要であり、指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者は、連絡を取ったにもかかわらず来訪がなかったとしても、継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進める必要があります。 ⑧ 看取り介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、（地域密着型）特定施設において行った看取り介護を評価するものです。 死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該（地域密着型）特定施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできません。 なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 ⑨ （地域密着型）特定施設を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、（地域密着型）特定施設に入居していない月についても自己負担を請求することになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておく必要があります。 ⑩ （地域密着型）特定施設は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができます。 なお、情報の共有を円滑に行う観点から、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業者に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておく必要があります。 ⑪ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能です。 ⑫ 入院もしくは外泊又は退去の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによります。 ⑬ 看取り介護加算(Ⅱ)を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上」については、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下この⑬において「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、（地域密着型）特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該（地域密着型）特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えありません。 また、（地域密着型）特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、（地域密着型）特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該（地域密着型）特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えありません。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき次の所定単位数を加算していますか（短期利用は除きます。）。 (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準	はい・いいえ ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表10ト 平18厚労告126別表6へ注 平27厚労告95第3号の5

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
23 高齢者施設等感染対策向上加算 共通	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤ）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1人以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1人に、当該対象者の数が19人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） ① (1)の基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ○ 認知症専門ケア加算について ① 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する入居者を指すものとします。 ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 ③ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 ○ 加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を同時に算定できません。		平12老企40第2・4（19） 平18-0331005第2・7（18）
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設が、利用者に対して指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表10チ 平18厚告126別表6チ注 平27厚労告95第42号の7

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ)の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下この号において「協力医療機関」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 (3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(以下「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算(以下「外来感染対策向上加算」という。)に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 □ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 ○ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)について ① 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものです。 ② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けることとします。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(以下、感染対策向上加算という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練を対象とします(地域密着型は「カンファレンス又は訓練」を「カンファレンス」とします)。 ③ 居宅サービス基準第192条により準用する第104条第2項(指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項)に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとしてください。 ④ 居宅サービス基準第191条第4項(指定地域密着型サービス基準第105条第4項)において、指定(地域密着型)特定施設は、施設の入居者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることとします。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の可否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限ります。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。 ⑤ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染		平12老企40第2・4(20) 準用(平18-0331005第2・6(22))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
24 新興感染症等施設療養費 共通	ひかり。感染症にあって、協力医療機関等と連携し、感染した入居者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていることとします。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和5年12月7日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保してください。 ○ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について ① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に月1回算定するものです。 ② 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定されます。 ③ 居宅サービス基準第192条により準用する第104条第2項（指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項）に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとしてください。 指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回240単位を、連続する5日を限度として算定していますか。 ○ 新興感染症等施設療養費について ① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものです。 ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定します。令和6年4月時点においては、指定している感染症はありません。 ③ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」を参考としてください。	はい・いいえ・該当なし	平12老企40第2・4(21) 準用(平18-0331005第2・6(23)) 平12厚告19別表10リ 平18厚告126別表6リ注 平12老企40第2の4(22) 平18-0331005第2・7(24)
25 生産性向上推進体制加算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定（地域密着型）特定施設において、利用者に対して指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表10ヌ 平18厚告126別表6ヌ注 平27厚告95第42号の8(準用37号の3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
26 サービス提供体制強化加算	(三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 □ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ○ 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照してください。 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った(地域密着型)特定施設が、利用者に対し、(地域密着型)特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次の所定単位数を加算していますか。 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること (一) 指定(地域密着型)特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定(地域密着型)特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 提供する指定(地域密着型)特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。 (3) 人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定(地域密着型)特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定(地域密着型)特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 利用定員、人員基準に適合していること。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	準用(平12老企40第2・2(25)) 準用(平18-0331005第2・5(19)) 平12厚労告19別表10ル 平18厚労告126別表6ル注 平27厚労告95第43号 平27厚労告95第61号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
特定施設 介護予防 共通	(三) 指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 人員基準欠如に該当していないこと。 ○ 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記要件中の介護職員・介護職員・直接提供する職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する職員の合計数によるものとします。 ○ 加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかを算定している場合は、その他のいずれかの加算は算定できません。 ○ サービス提供体制強化加算について ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除きます。）の平均を用いることとします。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うにあつて必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く）に従事している時間を用いても差し支えありません。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となります。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 ② 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知（平12老企36）第1の5の届出を提出しなければなりません。 ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日地点における勤続年数をいいます。 ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 ⑥ （地域密着型）特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。 ⑦ 提供する指定（地域密着型）特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとします。 （例） ・ L I F Eを活用したP D C Aサイクルの構築 ・ I C T・テクノロジーの活用 ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること 実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければなりません。		平27厚労告95第43号 準用（平12老企40第2・2(24)①～④、⑥） 準用（平18-0331005第2・2(20)④から⑦）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
27 介護職員等処遇改善加算 共通 ※令和8年6月1日改正後	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、特定施設入居者生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) <u>Ⅰ</u> 上記 1 から26までにより算定した単位数の1000分の <u>148</u>に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 (4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅰロ・Ⅱ Ⅰ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	平12厚告19別表10ヲ注1 平18厚労告126別表6ヲ注1 平27厚告95第44号 平27厚労告95第62号((準用第44号))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
28 その他介護予防 特定施設入居者 生活介護費の算 定 介護予防	(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 <u>ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>上記1から26までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数</u> <u>(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>(令和8年度特例要件)</u> <u>a 特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。</u> <u>b 社会福祉連携推進法人に所属していること。</u> <u>ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ</u> 上記1から26までにより単位数の1000分の142に相当する単位数 イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>上記1から26までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数</u> <u>(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> 上記1から26までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数 イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 <u>ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u> 上記1から26までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ○ 介護職員等処遇改善加算について 介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日老発0313第6号厚生労働省老健局長通知)を参照してください。 介護予防特定施設において、介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	準用(平12老企40第2・2(29)) 準用(平18-0331005第2・2(21)) 平18厚労告127別表8